

大分県みかん園等検査条例の概要について①

県内の一部に生息するミカンバエは、みかん等の果肉を食害する在来害虫です。被害果が流通すると果実内部の幼虫が消費者の目に触れることになり、県産みかん全体のイメージダウンに繋がります。

このような事態を回避するため、**本害虫の発生状況の検査**及び**発生園への防除措置**に関する事項が「大分県みかん園等検査条例」により定められており、長年にわたって一部の市町村や農業団体及び生産者の協力・連携の下、防除と被害果の流通防止に取り組んでいます。

かんきつ類の害虫「ミカンバエ」とは

- ◆ みかん等の果実内部に産卵し、幼虫が果肉を食害する在来害虫です。
- ◆ 産卵期の夏季に果皮の厚さが薄い(概ね4mm以下)と被害を受ける可能性があります。
温州みかん、ぽんかん、はるみ、小みかん(紀州みかん)、花柚子等の被害を確認しています。
- ◆ 同じ品種でも、果皮が薄い小玉果は被害を受ける可能性があります。
- ◆ 産卵期(夏季)の農薬散布、次年度対策としての被害果の除去、及び適切な処理方法による廃棄により、確実にミカンバエの発生を抑えることができます。
- ◆ 管理できずに荒廃してしまった園等は、有効な防除方法として**伐採**を推奨します。



大分県みかん園等検査条例の概要について②

みかん園検査の 対象範囲

(第2条)

本害虫による被害は、産卵期の夏季に果皮が薄いかんきつ類に及ぶ可能性があるため、ミカンバエの発生状況の検査対象を「**温州みかんその他かんきつ類であって規則で定めるものが植栽されている果樹園**」としています。

本害虫の発生の可能性がある場合には、宅地内の1本のかんきつ樹であっても検査を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

注) 規則では、夏季に果皮が薄くミカンバエの被害を受けやすい「ぼんかん、はるみ、紀州みかん、きんかん等」について定めています。

検査のための 果実の無償集取

(第3条)

本害虫による被害は外観では確認し難いため、検査では果実を採取しナイフ等で切開し幼虫の有無を確認します。これは、「**検査のため必要な最小量に限り、果実を無償で集取することができる**」と明記されています。

検査員

(第4条・第5条)

検査は、**県の職員、市町村の職員又は知識経験を有する者**で、知事が任命又は委嘱した者（以下「検査員」という）が実施します。

また、検査員は検査を行う際に身分を示す証明書（検査員証）を携帯し、必要な状況に応じてこれを提示します。

検査立ち会い

(第6条)

みかん園等の耕作者、所有者、又はこれらの代理人は、検査に立ち会わなくてはなりません。

防除措置の 命令

(第7条)

ミカンバエを発見、または発生のおそれがある場合、必要な防除措置を命ずることがあります。

防除措置とは「ミカンバエの駆除、ミカンバエの寄生のおそれがある果実の除去その他のミカンバエの防除」を指しますが、これは、本害虫の防除として、**夏季の農薬散布、次年度対策として被害果の除去及び適正な処理方法による廃棄**が有効であるためです。

罰則

(第10条)

検査を拒否した者（第3条第1項）及び防除措置命令（第7条）に従わなかった者に対して、5万円以下の過料に処する旨を設けておりますので、本害虫に対する検査及び適切な防除の実施にご協力をお願いします。